

第23期第16回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年9月5日(水曜日) 13:30～:15:10

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第4番	岩崎紀生
農業委員	第6番	寺尾俊行
農業委員	第13番	曾我部英敏
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 主幹	原 道 樹
事務局 次長	横 川 俊 彦	農 地 係 長	田 中 賢 禪
農 政 係 長	谷 口 恭 子	主 事	池 田 有 里
臨 時 職 員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 人・農地プランについて

13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人・推進委員13人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

非常に大型の台風で心配されていたのですが、コースも東寄りに変わり慌ただしく日本海側に旅去っていったという感じでしたけれども、風が強くて被災された方々にはお気の毒なことで一日も早く元の生活に戻れるように願ひたい。幸いに新居浜市の被害は少なく良かったのですが、他のところにあれだけの被害が出ておりますので新居浜市だったらと考えたらゾッとするんですけど、本当に何もなくて良かったと思います。これから、農繁期をむかえて色々大変だと思ひますが、農作業、農業委員会活動にと頑張っていただけだと思います。

それでは、ただいまから第16回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

農政関係は、「人・農地プラン」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において、合田有良委員と池田辰夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。

加えまして参考事項1件ございます。

1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、私及び小野春雄委員と田坂健次委員が関係しておりますので、退席いたします。その間、議長を交代したいと思いますが、曾我部会長代理が欠席のため、会長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます、それでは、役員から合田有良委員をお願いします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(藤田会長、小野(春)委員、田坂委員退席)

●合田代理議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田13筆、畑3筆、合計面積13,088.23平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、63番（1-1）さんから72番（1-9）さんの10件ございます。

内訳といたしましては、期間6年間で1件、3年間で7件、1年間で2件、利用権の種類は、使用貸借7件、賃貸借3件、また、新規再設定の別については、すべて再設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部効率利用要件・常時従事要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願い致します。

●合田代理議長

ありがとうございました。

以上、63番から72番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

●合田代理議長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●合田代理議長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●合田代理議長

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。

（藤田会長、小野（春）委員、田坂委員の入席）

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

●藤田会長

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原主幹

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定

による農地の所有権移転で、第26番から第28番までの3件でございます。

5ページをご覧ください。

第26番は、萩生字岸ノ下、畑、1筆、面積29平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、5月の総会で上程した農地と、市道との間にある申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、野菜を予定しております。

第27番は、多喜浜五丁目、畑、1筆、面積238平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

6ページをお開きください。

第28番は、宇高町四丁目、田、1筆、面積1,576平方メートル、譲受人は市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、2反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第26番から順に、1ページ目から3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、26番については、地元委員であります合田有良委員から、27番については、寺尾俊行委員が欠席でありますので事務局から、28番については、岡田充委員にご報告をいただきます。

まず、合田委員お願いします。

○合田委員

前回の所有権移転をしていただいた土地に隣接する土地でありまして、しかも、ごくわずかですが道路に面した土地がありましてそれを新たに入手して一体の土地として利用したいという思いで所有権移転を申請をしたところがあります。この土地はどういう使い方をするかというと、水耕栽培のプラントを建てて水耕栽培の試験栽培をやってみたいと、水耕栽培の設備、購入する方が登記を取って活用していきたいという思いであります。ご審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に事務局お願いします。

○寺尾委員

寺尾委員から、今回の申請については、先月上程しました甲15番の農地に隣接した形で、譲渡人の農地の存在が判明したため、今回の申請にいたったとの事であり、また、申請地につきましては、周辺の農地の農業水利及び利用の分断等の支障もなく、地域との調和要件も問題ないと考えておりますので、許可しても支障なしとの報告書をいただいております。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に岡田委員お願いします。

○岡田委員

この農地につきましては休耕状態にあった訳ですけど、8月14日に現地を調査したところトラクターをいれて綺麗に耕起しており保全管理が十分できていると感じました。地域との調和要件につきましては特に問題はないと思います。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号26番から28番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第2号26番から28番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供したいと思いますが、久枝啓一委員が関係しておりますため、審議には参加できませんので、退室を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(久枝委員退席)

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○田中係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、10件です。

8ページをお開きください。

116番、大生院 字廣坪、畑5筆、譲受人は、(3-1)さん。

内容は、店舗(コンビニエンスストア)217.70平方メートル、一体利用地として、宅地33.49平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は25年です。

117番、中村松木二丁目、畑2筆、譲受人は、(3-2)

さん。

内容は、自己住宅 103.51 平方メートル、一体利用地として、宅地 44.18 平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

118番、西泉町、田2筆、譲受人は、(3-3)さん。
内容は、建売住宅(3戸)

188.76 平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

119番、久保田町一丁目、田1筆、譲受人は、(3-4)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

120番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は、(3-5)さん。

内容は、建売住宅(7戸)408.83 平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

121番、萩生 字本郷、畑2筆、譲受人は、(3-6)さん。

内容は、農業用倉庫・露天資材置場216.00 平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

122番、一宮町一丁目、田1筆、譲受人は、(3-7)さん外1名。

内容は、自己住宅 131.52 平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

123番、一宮町一丁目、田1筆、譲受人は、(3-8)

さん外1名。

内容は、自己住宅68.38平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

124番、一宮町一丁目、田1筆、譲受人は、(3-9)さん。

内容は、宅地分譲(1区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

125番、国領一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-10)さん。

内容は、店舗・自動車展示場・修理工場 2,018.12平方メートル、一体利用地として、宅地 2,723.73平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、116番から125番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、116番から125番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事

に意見を送付いたします。

●藤田会長

それでは、第3号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。暫時休憩いたします。

(久枝委員の入席)

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

12ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「人・農地プランについて」を議題といたします。初めに「1・1・1運動」の中で、人・農地プランに我々委員がどのように関わるかについて事務局より説明いたさせます。

○横川次長

現在取り組まれております「えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動」のうち、「農地の利用調整活動の実施」の項目の中で、「人・農地プラン作成・見直しの検討会にて意見交換」を行うこととされております。また、平成29年度全国農業委員会会長代表者集会申し合わせ決議の中では、委員は「人・農地プラン」等地域の話し合い活動の中心的役割を果たそうと決議されております。

そのようなことから、今回、新居浜市の「人・農地プラン」の現況を説明していただくために、農林水産課職員に出席を依頼したところでございます。本日は「人・農地プラン」へのご理解を深めていただき、今後作成・見直しの検討会等地域の話し合いが行われる際にはご参加いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田会長

本日は、経済部農林水産課より担当職員をお招きしてお

ります。ご紹介いたします。

農林水産課、石川係長です。

○農林水産課

石川係長

農林水産課石川です。よろしく申し上げます。

●藤田会長

農林水産課、河村主任です。

○農林水産課

河村主任

農林水産課、河村です。よろしく申し上げます。

●藤田会長

それでは、説明をよろしく申し上げます。

○農林水産課

河村主任

先程紹介をいただきました農林水産課の河村と申します。この4月から農林水産課で農政係を担当するようになりました。

お手元の資料「人・農地プラン」についてに従って進めていきたいと思えます。「人・農地プラン」につきまして地域の問題を解決するために、ということで（1）農業者の高齢化・耕作放棄地の増加についてですが、新居浜市に限らず全国的に農業者の高齢化や耕作放棄地の増加が問題となっております。数値としては平成29年の農業者の全国平均年齢が66.7歳です。農業者の65歳以上の割合が66%、3人のうちの2人が65歳以上と高齢化が進んでいることの現れだと思えます。平成26年の農林水産省による全国調査によりますと荒廃農地が発生する原因として、第1位が高齢化、労働力の不足、この要因が23%、2位が土地持ちの非農家とか、農家ではないが農地を持っているところが多くなってこれが16%、これらの1位、2位合わせた要因は4割を占めております。続きまして（2）危機感の共有というところですがけれども、今、農業をされている方は元気で農業経営には支障がないと思っでされている方が多数だと思えますけれども、これが10年、15年先自分達が住んでいる地域の農業がどうなっているのか、例えば高齢者が多く若手農業者がいない、安心して農地を任せられる後継者がいないなど多くの問題があ

るかと思います。自分が引退した後のことを考えていないとか、ここの危機感というところなのですが、地域の皆さんがこれらの危機感を共有することが「人・農地プラン」のスタート地点であると考えております。続きまして2番目の「人・農地プラン」の概要につきましてですけど、(1) 未来の農業の設計図というところですがこのように5年後、10年後農業を持続させていくためには耕作者である人と農地の問題を一体的に解決して行かなければなりません。このため農林水産省の方では、平成24年度から「人・農地プラン」の作成を推進しております。少し大げさかもしれませんが、「人・農地プラン」というのは農業の未来の設計図のようなものです。(2) 地域が抱える問題の解決として農業の担い手不足を解消して耕作放棄地を作らないようにするためには、その地域ごとに現在抱えている問題を洗い出しそれを解決することが必要だと思います。例えば、将来の後継者は十分であるかないかはどうやって確保していくのか、リタイヤする人の農地をどうするのか様々な問題があるかと思います。(3) 地域ごとの話し合い及び検討会での精査・定期的な見直しについてです。地域の問題点はその地域で話し合う必要があります。また、人も毎年1つずつ歳を取っていきます。プランもそれに合わせて定期的に見直す必要があります。問題点の確認だとか、その解決方法はその地域、その集落によって異なってくると思います。これらの地域ごとで話し合った結果を取りまとめて関係機関で構成される検討会において精査、場合によっては修正したもの、これが「人・農地プラン」です。3番目ですが「人・農地プラン」の推進方策。お渡ししている資料は農林水産省の方でだしているパンフレットなんですけれども、ここでは新居浜市におけるプランの概要、これまでの取り組みについて説明いたします。パンフレットの裏側をご覧くださいと思います。それが現在新居浜市において作成されている「人・農地プラン」

の一枚にまとめたものです。JAの旧支所ごとの10地区に分けてそれぞれ中心となる経営体を定めて将来の取り組み内容について書いてあります。それぞれの地区ごとに法人、個人、集落営農とあります。法人と個人につきましては地区をまたいで営農されている方がいる場合にはそれぞれの地区に1入っているので合計は延べ数です。合計数が全ての数ではないのですが間違いのないように見ていただければと思います。集落営農というのはJAの共同機械業者部会のことです。その下なんですけど1から10までそれぞれの地区にどの集落が入っているかを示したものであります。この集落の書き方なんですけれども、これは5年に一回実施されている農林業センサスで決められている集落の境界に基づいて記入させていただいております。プラン作成までの経緯についてですけれども、新居浜市におきましては平成24年から25年にかけて各地域の農業再生協議会の場をおかりして話し合いの場として座談会を行っております。多分例年3月頃行っている農業再生協議会です。まず平成24年度に本所の金子地区と上部の中萩地区を実施して、残りの地区についても平成25年度に引き続いて実施しております。その話し合いの結果をJAを初め新居浜市、愛媛県東予地方局などで構成する検討会で精査して新居浜市の「人・農地プラン」として決定をいたしました。各地区ごとに取りまとめている内容としましては認定農業者の方を中心経営体として現在の経営状況、将来の計画を取りまとめております。その後についてですが、毎年検討会において提起見直しをしているところです。これに付け加えて、将来農地の担い手となる可能性が高い人と、農地を取りまとめた一覧表もこちらの方で作成しております。これも定期的に見直しているところです。続きまして4番、関連事業でございますけれども、もう1枚のパンフレットの「人・農地プラン」概要を見ていただいたら、真ん中のところに人・農地プランには様々なメリット措置がありま

すというのがあると思いますが、新居浜市で一番関係が深いのが農業次世代人材投資資金（経営開始型）。聞きなれないかもしれませんが、一昨年までは青年就農給付金と言っていた事業が平成29年から名前が変わってこのようになっております。名称が変わってありましても内容はほぼ同じでありまして独立自営就農時の年齢が45歳未満の者に対し最大で年間150万円の資金を交付する事業でございます。交付期間は最長5年間でありまして、現在新居浜市では3名の方が交付対象者となっております。この事業は国費100%の事業でして、対象者が人・農地プランの中心経営体として位置付けられていることも条件の一つとなっております。後はスーパーL資金、経営基盤強化資金これを活用する際に当初5年間無利子措置だとか、補助事業である経営体育成支援事業も利用できることとなっております。この2つを使うには人・農地プランを定めていて使う人が中心経営体と位置付けられていることが条件となっております。こちらからの説明は以上で終わりたいと思います。

●藤田会長

ただいま農林水産課から説明していただきましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

●藤田会長

どうぞ、山下委員さん。

○山下委員

私、本所・金子地域ですけれども法人名と個人名が分かれば教えてほしいのですが。

○農林水産課

石川係長

全て33で農業者、法人も含めているんですけどこの場で個人の名前をいうのは個人情報にも該当するので、会が終わり次第、この方がここで担い手となっているのでそういう農地を集積する場合はこういう方に声をかけたりということは農業委員さんに対しては言えますので個々に聞きにきて下されれば、お願いします。

○藤田（幸）委員

ここに書いてある住所は、訳の分からない住所ばかりで何とかならないのですか。我々の年代でも分からない。

●藤田会長

農協の各支所の中で昔でいうと小字みたいな、そういうようなので出しているわけであって、農協からいただいた資料で作っているのではないですか。今の新しい表示で作ってもらう方が分かりやすい。昔からの農地からでいくと皆様方その方が分かりやすいというのもあるのではないですか。

○近藤委員

もう、見直していますよ。我々、土地改良区の方は全部新しい町名に置き換えています。定款の方まで入っていますよ。下泉は。

○農林水産課

石川係長

この資料を載せるにあたって農林水産課でも迷ったんですけど、ただの校区名だけでいった方が当然分かりやすかったのですが、例えば浮島だったらどこになるんだろかというような話が出たらいけないので高津地区の中に浮島が入ってあるだとか分かりやすくして、大島だったら当然なに町なに町いう1つの島なので必要ないのですが、各農協支所の旧小字で分かれているというだけの資料なので特に旧小字にこだわる必要はありません。分かりにくいといえれば1から10までの表の下側を省いた資料をただ出せばよかったです。こういう形ですので、今後皆様に分かりやすいようにしていきます。

○近藤委員

地図帳を見て分かるようにしてくれたらいい。

●藤田会長

区分けをしていくための一つの見方というだけで、どちらにしろしやすいうように皆様の意見を聞きながら考えていきます。

●藤田会長

どうぞ、合田委員さん。

○合田委員

今日、説明をしてもらったことは皆承知しているんですよ。例えば(1)の農業者の高齢化・耕作放棄地の増加とか、身をもって感じて周りが高齢化して跡継ぎがないとどうしたらいいのか、自分の土地を誰が引き継いでくれるのか、そういうことは皆感じて心配しているんですよ。だから、それに対してどういう方法があるかとか情報を得

るとかアクションプランを出すとか、そういったものをしてくれたらありがたい。こういう問題がありますといっても何の解決にもならないですよ。問題を解決するために他はこんな事を行なっている、いい成果を収めているとかそういったものの情報を得て指導していただきたいと思えます。

●藤田会長

今、合田委員さんがいうようにそんなことは分かっているというけれども分かっているのはこの辺においでる人とその周りの人くらいで、それから下になるとその辺が分かかってないからこういった集落、集落でまとまって色んなことをしてそれについてまた担当課、関係機関の人と意見のキャッチボールをしていただくと農業委員会としても動きやすいし、関係機関の人が伺ってアドバイスしたり、こういうことをやっていただくと浸透にもなっていくのではないかと、その時に説明をしてほしいという担当課もしてくれると思えます。

○農林水産課

石川係長

高齢化というのは以前から言われていることで、仕事を辞められて農家になる方が多いので60歳スタートであれば皆高齢者が田畑を耕していると思えます。今言われている心配は子供さん、お孫さん、家族間で農地の継承等ができればそれにこしたことはないのですが、やはり私も含めてできないところについては誰かにやってもらう以上この土地を借りてくれというようなシステム、まさに農業委員会さんがしている設定であるとか農用地かどうかはおいといて国が作った農地中間管理機構に農地を貸し出して誰かに借りてもらって作ってもらう。そういう事を周りに市や農業委員さんを通じてできないようになったら誰かが綺麗にしていたらやってくれるから耕作放棄地、草がボーボーになる前に誰かに借りてもらってやってくれよ、というようなことを皆さんに言うていって担い手に作ってもらうというのがまずは近道ではないのかと思えます。そういう広

報なんかもよろしく願いできたらと思います。

●藤田会長

今、担当課も言われたんですけど、中間管理事業につきましても農用地じゃないと該当しないというようなことです。新居浜市特に大生院の銀杏ノ木、正法寺のあの辺とか、地域指定になっているのは水田で言えば大生院と荷内としかない。それ以外のところは農地であれば新須賀のこの辺のところとか宇高が一丁目から四丁目までそれに引付いて八幡二丁目辺りが農用地、一筆指定ですから点在している。それすら所有者の人ですら世代交代していったら分かる。そういうことも含めて地域の中でいろんな説明をしてあげないと、例えば中間管理機構についても今、新居浜は0です。新居浜が0であっても他の利用権でもされているというのもあるんですけどそれだけ農用地が少ないですから関心度が低いというのは事実であると思います。そういうように色々ありますよというのも地域、地域で色んなところに入って説明してあげないと、ここにおいでる人は大体分かるんですけどその下の所有者の方は理解をされてないという方がおいでる、多くの方がそうではないかと思えます。借りる方はいいのですが、貸す方は貸付け等をすると協力金がでますよなど色々なことを含めてお話をしてあげる、というのも我々の仕事ですので、それと中心的な農地プランについても以前、担当課がやってくれたんですけど農業委員会でも説明をしていただいたんですけど、今度新しく委員さんも代わって特に今回、再生化推進委員と新しい制度ができて国の方から農地を1・1・1運動をやりましょう、農業会議の方全体に下におろしてきてとにかく全国的に取り組みましょうというのが会議の話です。なので今回説明にきてくれと、皆様方にお話をして皆様方も各地域で色んなことで、とにかく地域でまずやりましょう。地域の方が一番分かっているその辺の農地のことについても、そこに住んでいて耕作したりしているから農地の状況も分かるし人も分かるじゃないですか、その中で色々

考えてやって下さい、というのが1つの事なので、担当者の方が農地プランなんかも作ってくれてますけどその中でも変わっていくので毎年色々な事で見直しして変更していかなければいけないと思います。

●藤田会長

どうぞ、合田委員さん。

○合田委員

人・農地プランの主官するところは役所としてはどこなのですか。農協なのですか、農林水産課なのですか、農業委員会なのですか。

○農林水産課

河村主任

取りまとめているのは農林水産課です。

○合田委員

私、中萩なのですが中萩は「人・農地プラン」を1番最初に手掛けた地域なのですが、10年位前、その時に声をかけてもらって会議で農協に行って話をしたんですよね。それ以来1回もその地域での「人・農地プラン」についての会を開いた事がないです。私は1回も出席したことはないです。そういうのをほったらかしにしておいて農地プランをやれと言われても皆忘れていきますよ。農地プランがどういうものか。だから、そんな中途半端なやり方では「人・農地プラン」も定着しないと思います。

●藤田会長

ですから我々今回新しい農業委員会の農地利用最適化推進委員、国の全体の全国農業会議から県の農業会議、各市町村の農業委員会、農業委員さん、推進委員さんに1・1・1運動を全国的に展開しましょうとして下さいというような事ですので余計に農地プランについては各それぞれでまわってできているけど下へ全く浸透していない、ですからこういった事で説明をしてもらい、地域で1番中心になるのは皆様方ですよ。ですから、余計にそれでやっていただきたいという為今回こういう機会を作った。

●藤田会長

どうぞ、伊藤委員さん。

○伊藤委員

農地プランと合田さんと同じような事かもしれませんが、借りてほしいという方はいっぱいいるんですよ。借りてほしいというのはいっぱいあるんですけど「それは聞き

ましたよ」だけで終わっている。例えば大生院地区、私の地区である面積がまとまったら「人・農地プラン」で農林水産課がきっちりと対応してくれるのであれば私も声をかけて是非こういうのがあるから提供して下さい、貸して下さいと言えるのですが、今は貸したいという調査をだしても誰か借りたいという方がいないと世話ができない状況です。何かシステムがないとただ借りたいという希望を聞くだけで何にもできないです。この1年間やってきてそう思いました。貸したい方いくらでもいますよ。貸したいけど借り手がいないから、じゃあ太陽光発電に売るかというのが現状です。だから、もし貸したい方が1町なり、2町なりあるんだったら農林水産課で責任を持って借りますと、中間管理機構で借りますと言うてくれるのであれば私たちはいっぱい世話ができますよ。

●藤田会長

貸し手と借り手がいなければ成立しないので。

○伊藤委員

そうですね。けども、借り手いうのも地域で探せというでもそんなに若い人がいるわけでもないしできないですよ。だから、それを市の方の農林水産課か何かがそれだけの土地があればこういうプランでやりますと言って人を繋げたりするようなプランができたらある程度できていくと思うんですけど。

●藤田会長

まず、地域の中で取り組んでいただいて。

○伊藤委員

地域の中に後継者がいないから、地域の中に後継者がいたらその区域、区域で貸したいという土地を借りてしていますよ。渡邊さんみたいな方がいなかったら結局ダメですよ。

●藤田会長

下の方は農用地がないですから、農地中間管理機構には該当しないのでそれぞれがそのとこで。

○伊藤委員

そんなことを言ったら大生院とそこ以外は関係ないということになるじゃないですか。

●藤田会長

いつも言うように農用地でないとは適用されない。新居浜市は非常に厳しい所であります。

○農林水産課

石川係長

その他の地区の方は農業委員会の利用権設定とかを上手に使って貸し手、借り手が見つかるように。

●藤田会長

中間管理事業の話がこの2, 3年前からでてきているのですが、新居浜は該当するところ、地域指定になっているのは銀杏ノ木と荷内しかないんです。後は全部1筆指定の新須賀、宇高地区のところしかない。山は大島と垣生山は地域指定に入っていますがそれは山ですから、水田については荷内と大生院しかない。そのある中でそれぞれの遊休農地耕作がこれからも厳しいという方が地域の中で話をしたりしてその辺の声を上げてきて、まずは地域の中で地域でやりましょう、やって下さい。事務局なんかでもこういった農地があるのですが誰かしてくれる人がいないですかと言われても周辺の人に声をかけて聞いてみてはというしかない。遠くからきて耕作するというのは難しいですからね。各支所の中でも込み入った話をしてないのでは、それぞれの問題を抱えていても今のところ何とか地域の中で農業委員会を通じて利用権を設定したり集積ができていますので今のうちに皆様に声掛けをしてそれぞれをやっていたきたいと、これが今回の話です。今の実態が何もこうじゃけど、と意見がでてくるけれども何も下に降りてないということです。渡邊さんのように、「よし、やってやろう」というような方が地区、地区においでたらいいのですが。

●藤田会長

○守谷委員

どうぞ、守谷委員さん。

新居浜で22, 3改良区ありますよね。水利組合も22, 3あると思うんですけど、水利組合ですけど今3町ぐらいあります。それで今、耕しよる田んぼも7, 8枚あるんですけどそれは1年間で5回から7回かいてもらいよる。「作ろか」と言ってもかきますと言って作らずにかいています。水利組合にそういう事をやってもらいよって、今後、今70歳から80歳過ぎの人もおるし、借りて作りよるところもあります。部落で話し合い、水利組合ですけど年間に2,

3回やっているのですがそういう話し合いは今のところ大丈夫。そういうことで、どこでも本郷だろうが田んぼがあるんじゃないけどそこに松木とか中村とかいろいろな所が入ってきているんですけど、改良区で会長おって水番程度だったらおそらく松木から長野みたいにそういう所あるのでそういう人にそういう話し合いをやってもらったらどうだろうかかなと思います。それと、うちはまだ放棄地にしている畑があるのでその畑が今までみかんを作っていたのが全滅しているのも今まで農協がやってくれていたのをまた農協がやってくれたらまたできるんじゃないかなと思っています。

●藤田会長

今、守谷委員さんが仰るようにそれぞれの地域、集落的な改良区だったり水利組合だったりそういった所でその辺が一番皆様が分かっている、ここの田んぼは誰が耕作しよる、ここの畑は誰が耕作しよるが今にできなくなるとか地域の人が一番分かっているのですから色んな会合で広げていっていただきたい。

●藤田会長

どうぞ、伊藤委員さん。

○伊藤委員

近くの対応できる人がいないから問題であって、私も退職してから5、6反借りて作っています。初めは作るつもりはなかったのですが自分が作っていったら隣が空いていて「ついでに作ってくれんで」言うので以前は5反くらいしか作ってなかったのですが、今1町2反程になりました。これ以上いうのは家内がやめてほしいと言うので作ってないんですけど、作ってほしいと言う人は5反でも6反でもあります。だから、こういう土地を例えば今空き家とか結構多いですね、私が思うのには我々近くでこういうようにしていくには限度があるから農林水産課なんかの大きい所で今、就農したいとか全国的に発信、そういう人を受け入れてというような場所がありますよね。そういう事でもして例えば大生院地区にある程度1町くらいの農地を収容して家も一緒に借りれますよとか、そういう形でやりたい

という人が入れるような体制でもしてもらわないと今現在私達の周り見て借りたい人に借りてほしいという要望に応えることが難しいですよね。農林水産課が全国に発信して希望者がいたら一応あたってみますみたいな形をしたら我々もまとめる事ができます。今現在のやり方では限度があると思います。今、やっている人自体が60歳も過ぎた人ばかりです。後10年先何も見えない。だから、今若い世代で田舎に帰って農業をしたいというような人をテレビでよく見ますが、新居浜でもやっていますよと、もしあるのですしたら家と土地をお世話しますよ、というようにやってほしい。これが私の感想です。

●藤田会長

どうぞ、小野（春）委員さん。

○小野（春）委員

あの、伊藤さんの言われたように農業経営状態は自部落の人が一番よく知っていると思います。だけど右見て左見てでもあの人をお願いしたら耕作してくれるというような方が近隣でいないという状況で0とは言いませんけど、なぜ子孫ですら自分の所の耕作をしない状況になってきている。そこはやはり農業に魅力がないということなんです。大きな要因は、中間管理機構で誰かを探すいうのも1つの解決方法になるんですけど、合わせて農業に参入する希望の方もふまえて農業に今以上に魅力があるような金銭的な方も含めて政策を、行政を通じてやっていかないと減少の一途だと思います。そういうのも参考にして農林水産の方とかも色々な政策を考えてほしいと思います。

●藤田会長

行政の方も色々なことを県と合わせてリンクしてやったり、時代の中で取り組んでくれているのですが、なかなか皆様の思いとおりにいってないのですが行政の方も新居浜市の方も色々頑張ってくれておるというのも事実ありますのでまた紹介をしておきます。

いずれにしても、突然の「人・農地プラン」というようなことを作成されても、今、合田委員さんも仰ったようにずっと話がないぞと色々あったんですけど今回こういった

ことで各地域ではこういった経営体、農業者を中心としたこういったことがありますと、集落で関係機関との話の中でまず、一歩目として進んでいってほしい。今、我々委員は1・1・1運動も展開されていますのでそれぞれの問題点があつたりするんでしょうけど、皆様方が地域の事をよく分かっておられますので頑張っていたきたい。

●藤田会長

ここで事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

○藤田事務局長

事務局より連絡をさせていただきます。11月5日の農業委員会の総会についてですが、別子山にて開催をさせていただく予定でございます。詳細につきましてはこの後役員会を開催して協議いたしますが、日程的には11月5日の10時頃市役所をマイクロバスで出発して、帰りは16時頃の予定になると思われれます。10月総会の案内の時に詳細の予定表を同封させていただきますので、遠方で時間も長くなるんですけどもできるだけ多くの皆様のご出席を宜しくお願い致します。それからもう1点、景観作物についてでございます。これにつきましては委員の皆様のご協力によりまして活動をおこなっているわけなんですけれども、ひまわりの栽培につきましては、園児招待につきましては夏が非常に暑くて雨が降らなかったという事と時期を失ってしまったというところで川東、船木地区に関しましては園児招待ができない状態であります。今回は園児招待はなしという事で今、役員の方とお話させていただいております。大生院につきましては、今咲き始めたところらしいので、できるかできないか時期も重ねて検討させていただいてまた後日連絡をさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

●藤田会長

前後したのですが、今日の農政の会に「人・農地プラン」の中心であるということで担当課の石川係長と河村主任にお礼申し上げます。ありがとうございました。何か話がありましたら我々農業委員会事務局、担当課の方へ問題

を提起して下さい。

● **藤田会長**

ありがとうございました

以上をもちまして、第16回新居浜市農業委員会総会を閉
会いたします。

御協力ありがとうございました。

○ **藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

代理議長及び委員

委 員